

天理市上下水道局管理規程第2号

天理市上下水道局会計規程(平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 並 河 健

第2条第2項中「総務経営課長」を「総務経営課参事」に改める。

第5条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改め、同条第2項中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第8条、第10条第2項並びに第16条第1項及び第2項中「総務経営課長」を「総務経営課参事」に改める。

第19条中「総務経営課長」を「総務経営課参事」に改め、「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」を加える。

第20条第1項、第2項及び第4項、第21条、第22条第1項及び第2項、第24条第1項及び第3項から第7項まで、第25条第1項及び第2項、第26条第1項、第3項及び第4項、第27条第4項、第28条第2項及び第3項、第29条、第30条第1項及び第3項、第32条、第33条第1項、第34条、第35条第1項及び第2項、第36条第1項及び第2項、第37条、第40条、第41条、第43条、第46条、第47条、第49条第1項及び第2項、第50条、第51条第1項、第52条第1項、第53条、第54条第1項から第3項まで、第55条、第56条第1項及び第2項、第57条、第60条第1項及び第2項、第62条第1項及び第3項、第63条、第64条第1項及び第4項、第70条の2第1項及び第2項、第71条第2項、第72条第2項、第75条第2項、第79条、第89条第1項及び第2項、第91条第1項及び第2項、第92条第1項、第93条から第95条まで、第96条第1項並びに第97条中「総務経営課長」を「総務経営課参事」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。